

鴨川の生態系保全に係る問題について

【前回の鴨川府民会議での主な意見】

項目	意見内容
看板	<ul style="list-style-type: none"> 内容を充実させるべき（餌やりが原因と考えられる様々な問題を示す） 看板を増設するべき
指導	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアを養成し、指導してもらってはどうか
ゴミ箱	<ul style="list-style-type: none"> 撤去してはどうか ふたをつけるべき
条例	<ul style="list-style-type: none"> 鴨川条例で禁止すべき 府又は市で禁止条例をつくるべき

【現状・課題】

- ・鳥のエサやりに関して府に寄せられる苦情件数が少ないため、実態把握が困難。
- ・エサやりの規制を目的とした啓発・指導内容は、必ずしも十分とはいえない。
- ・ふたのないゴミ箱が多い。
- ・鴨川条例には、エサやりを規制する規定はない。

【検討案】

- ・実態を把握していくために、現在緑の指導員が鳥獣保護を目的として、鴨川を巡回しており、河川管理者も同行する方向で検討する。

【緑の指導員】：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護員（京都府森林保全課所管の非常勤職員）

- ・啓発については、看板の内容の充実、チラシの作成を検討する。
- ・ゴミ箱については、撤去やふたの設置など、改善策を検討する。
- ・鴨川条例での規制は、実態の把握をした上で、必要性を検討する。

具体的な検討内容

項目	現状・課題	検討案	実施における問題点等	
啓発	看板	・飛んでくるトビへの注意喚起のみを内容とした看板を設置 ・エサやりについて触れておらず、なぜ餌やりが良くないのかが分かりにくい	・内容の充実(エサやりの悪影響を明示する等)	・看板の文字数が多いと、読んでもらえない可能性がある ・看板の増設については、景観上の批判が予想されることから、慎重に検討
	チラシ	・日本野鳥の会京都支部と府森林保全課の連名で作成し、会員がそれぞれの担当箇所配布	・河川管理者名で左記と同様のチラシ(鴨川仕様)を作成し、現場パトロールやイベントの啓発コーナーで配布	
	ホームページ	・河川課において、エサやりに関する啓発ページは特になし	・エサやりに関する啓発ページの作成	
	その他	・鴨川納涼等の啓発ブースでの啓発は特に行っていない	・啓発ブースでのパネル展示やチラシの配布	
指導	職員	・巡回パトロール中に、大規模なエサやりを見かけたら、止めるよう指導している(パトロールは平日毎日)	・エサやりを見かけた場合に、チラシを配付するなどエサやりが良くないことだという理解を求める	
	林務事務所	・鳥インフルエンザの関係で、鴨川を巡回中にエサやりを見かけた場合に指導		
	ボランティア	・ボランティアの活動は把握していない	・ボランティアに巡視・指導をお願いするのは、現状難しい	・指導権限が明確ではないため、事故やトラブル発生の危険性がある
	緑の指導員	・月一回程度巡回	・河川管理者も緑の指導員に同行し、実態の把握、指導の強化を図る	
ゴミ箱	・現在、公園区域に府が設置しているものと、清掃受託業者が設置しているものがあり、ふたの無いものがほとんどのため、野鳥等がついばむことが可能	・ゴミ箱の撤去やゴミ箱のふたの設置について、清掃受託業者を交え検討	・実施する場合は一定区間を決めて実施し、その効果、問題点などを検証した上で進めていくことが必要	
条例	・鴨川条例にはエサやりを規制する規定はない ・鳥のエサやりを明確に規制した、鴨川に適用できるその他の法律、条例も見あたらない	・鴨川条例での規制は、実態を把握した上で、必要性を検討	・啓発や指導を十分に行ってもなお被害が減少しない場合に、条例による規制を検討すべき ・行為者にエサやりを禁止するという義務を課す場合、被害の状況や規制の趣旨・目的等を具体的に明らかにすべきであるが、現段階では明らかではない ・規制の主目的によって、他条例で規制する方が適している場合がある ・鴨川という限られた区域だけで規制しても効果があるのか疑問	

(参考)

看板・ゴミ箱の現状について

看板

- ・看板の数：常設8枚、仮設（木と板の看板）5枚
- ・内容：トビへの注意喚起

常設



仮設



ゴミ箱

鴨川に現在あるゴミ箱は公園管理上、府が設置しているものと、清掃受託業者が設置しているものがある。

ふた無し



簡易なふた

